

「条文についての具体的な意見」に対する市の見解

市民アンケートの質問項目「大分市まちづくり自治基本条例の見直し」について、具体的な見直し案に係るご意見を集約し、それぞれのご意見に対する市の見解を記載しています。

★前文・・・修正意見なし

★第１章 総則

《修正意見》 ～第２条～

「市民」の定義は、「日本国籍を持ち、市内に住所を有する者」のみにすべき。

【市の見解】

法制度における自治の仕組みは、住民が長の選挙、議員の選挙、条例等の直接請求等、地方自治法をはじめとする地方の自治制度を定める法により認められた権限により、市政に直接関与する「住民自治」の考え方が基本となっており、修正意見の主旨はこれに基づくものと思われます。

しかしながら、本条例で規定している「自治」の考え方は、前述の法制度上の考え方にとどまらず、広くまちづくり全般に関わる方針決定であるとしており、そこには本市に住所を有する個人・法人だけではなく、本市に通勤・通学する人、地域活動団体やボランティア団体等さまざまな団体が本市のまちづくりに何らかの形で関わりをもっていく必要があると考えており、本条例では「市民」という用語に広い意味を持たせています。

★第２章 基本理念及び基本原則・・・修正意見なし

★第3章 市民、議会及び市長等の役割等

《修正意見》 ～第6条～

市民の責務である「まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること」との表現が強すぎるように感じる。身体的、経済的などの理由により、積極的に参画し、努めることが難しい人々もいる。

【市の見解】

第6条は、前条の「市民の権利」に対応して市民が負うべき責務について具体的に規定するものであり、これからの自治やまちづくりに市民が主体的に参画してもらうための規定です。

修正意見の第1項第1号の規定は、市民主体のまちづくりの大前提として、本条例の基本原則にあるように、まちづくりへの積極的な参画と自主的・自発的な取組に努めることとしています。そうした行動については、それぞれの立場や自分でできる範囲内で取り組むことを念頭に置いた規定となっています。

《修正意見》 ～第7条～

議会の役割について、もう少し具体的に明確に規定すべき。

【市の見解】

本条例は、本市の自治やまちづくりの基本的なルールを定めるものであり、本条では、議会の基本的役割と責務として、平成21年に施行された「大分市議会基本条例」で謳われている内容のうち、特に重要な事柄を抽出し規定したものです。

その他、議会の活動原則や市民及び市長との関係等の基本的事項については、第4項に規定しているとおり、「大分市議会基本条例」に別途、定めるところです。

《修正意見》 ～第 8 条・第 9 条～

第 8 条（市長等の基本的役割と責務）と第 9 条（市長の基本的役割と責務）の違いが不明確であり、明瞭にすべき。

また、その取組の進捗状況を市民に対して公表する旨の規定を設けるべき。

【市の見解】

第 8 条における「市長等」の定義については、本条例第 2 条において規定しており、市長をはじめ教育委員会等、地方自治法に規定する「執行機関」、いわゆる「行政」を指すものとしていますが、「執行機関」という表現が一般的に理解されにくいことから、この条例では、執行機関を総括して「市長等」と表現しています。第 8 条では、行政として果たすべき役割を改めて確認するという意味を込めるとともに、市民にわかりやすく示し、第 9 条においては、行政を代表する「市長」について、特にその基本的役割と責務を規定しています。

また、取組の進捗状況については、例えば、総合計画については第 11 条に、行政評価については第 15 条にそれぞれ市民に公表する旨の規定を設け、毎年定期的に公表しているところです。

《修正意見》 ～第 9 条・（第 4 章）第 12 条～

第 9 条第 3 項の効率的な行政運営や、第 12 条の財政運営について、計画に対する結果報告の実施についても明記すべき。

【市の見解】

第 9 条第 3 項の「効率的な行政運営」を実現するための方策としては、第 15 条に規定する行政評価などを行っており、その結果の公表についても同条第 2 項に明記しています。

また、第 12 条に規定する財政運営の見通しについても、前述の行政評価の効果を加味するなかで予算編成に反映させているところであり、さらに、別途「大分市財政状況の公表に関する条例」で、財政状況について毎年度公表することを明記しているところです。

《第2回検討委員会での修正意見》 ～第5条～

市民の権利を謳った第5条第1項について、本来「安全」があって初めて「安心」が生まれるのであって、「安心で安全かつ快適な生活」とある現在の条文の語順を「安全で安心かつ快適な生活」と変更すべき。

【市の見解】

第5条の「市民の権利」では、まちづくりへの参画や市政に関する情報の入手について謳っていますが、その前提として、策定時の外部検討委員会の議論において「何事にも安心して安全かつ快適に過ごす環境を求めていくことができる権利」が規定される必要があるとの考えのもと、第1項で設けられたところです。

ご指摘の通り、市民の生命や財産を守るために必要な防災・防犯に関する取組を進めるにあたって、「安全・安心」の語順で表現するケースもありますが、本条例では、防犯や防災を含め、福祉の向上など市民の基本的人権が尊重される環境が整えられるよう、あらゆる安心や快適性を求めるべきとの考えのもと、「安心で安全かつ快適な生活」と表現しています。

★第4章 行政運営

《修正意見》 ～第15条～

「外部評価を可能な限り公開で行うものとする」を「可能な限り」を削除し、「外部評価を公開で行うものとする」とすべき。

【市の見解】

外部評価の対象となる施策には、例えば、特定の個人に関する情報など、「大分市情報公開条例」において非公開とすべき情報を取り扱うケースも考えられるため、本条においては「可能な限り公開」という表現としています。

《修正意見》 ～第17条～

情報公開について、具体的に条例の中で謳うべき。

【市の見解】

本市ではこれまで、市民への説明責任を果たし市民の理解と信頼を図るため、市が保有する情報を積極的に公表してきたところであり、その具体的な手続き等については、別途「大分市情報公開条例」において規定し、取り組むこととしています。

《修正意見》 ～ 第 20 条～

防災の条文について、市民の対応などについても定めた方がよいのではない
かと思う。

【市の見解】

第 20 条については、第 4 章の「行政運営」としての「危機管理体制の整備等」を謳っているところであり、取組の推進に当たっては、第 4 条の基本原則にあるように、市民、議会、行政が協働して取り組むことを前提としています。なお、市民の対応などの個別具体的な施策については、本条例に基づいて作成する「大分市地域防災計画」において、市民の基本的責務を規定し、取り組むこととしています。

★第 5 章 市民参画等

《修正意見》 ～ 第 27 条～

審議会、懇話会について、役割や設置基準などもう少し具体的に明記し、幅広い分野で積極的に設置すべき。

【市の見解】

本市ではこれまで、法令の定めにより設置する審議会や市の計画の策定及び施設整備等に関して必要に応じて設置する懇話会を通して、多くの市民意見を参考にしてきたところです。

設置する審議会や懇話会の対象となる市の施策は多岐にわたり、内容も千差万別であることから、個別の役割や設置基準はその対象施策の内容に応じて柔軟な対応を行っており、公募等による市民委員の選任を行うなど、幅広い市民意見を十分に反映できる審議会・懇話会の形態をその都度調整しながら設置しているところです。

また、「大分市審議会等の設置及び運営等に関する規程」において、委員の選任や会議の運営についてより具体的に規定しているところです。

★第 6 章 まちづくりの推進・・・修正意見なし

★第7章 この条例の位置付け・・・修正意見なし

★附則

《修正意見》 ～ 附則第2項～

見直し期間は5年より短くすべき。

【市の見解】

本条例の規定が、社会経済情勢の変化に即応し、常に時代の流れに沿ったものとなるよう、適宜条文の規定について検討を行う必要があります。そのため、総合計画や他の多くの関連計画と同様に5年に1度見直しを行うこととしているところです。

★その他（新たな視点の追加について）

《意見》

「まちづくり」や「子ども」の定義をすべき。

【市の見解】

「まちづくり」の定義については、あえて規定することを避け、それぞれの地域の現状や時代背景に応じた解釈に委ねることとしています。

また、「子ども」の定義についても、本条例は「基本条例」であり、他のすべての条例、規則等の指針となるものであることから、ここでは具体的に定義せずに、本市が定める他の条例等の中で必要に応じて定義されるべきものと判断しているところです。

《意見》

障がい者や高齢者等に配慮する条文を加えるべき。

【市の見解】

この条例における市民の権利を享受し、市民の責務を果たし、まちづくり活動を行う「市民」の中には、当然、障がい者や高齢者も含まれています。こうしたすべての市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体のまちづくりを行うことを基本理念に据えた本条例に基づき、障がい者や高齢者等に配慮した具体的な施策については、個別の条例をはじめ、総合計画や各個別計画において位置付けているところです。

《意見》

それぞれの市民が歴史と文化に裏打ちされたアイデンティティを得ることができるよう、史跡などの文化財や地域の歴史を示す地名などを大切にする政策や責務を明記すべき。

【市の見解】

本条例の前文において、本市の特色ある「自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし、一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながると信じています。」と規定しており、本市のまちづくりを進めるに当たって、その前提として市民がこうした想いを持って本条例を制定したことを述べています。

また、「大分市文化財保護条例」において、本市の重要な文化財の保存及び活用のための必要な措置を講じることにより、市民の文化的向上に資することが明記されており、これらの条例に基づき、個別計画において歴史や文化を生かした施策を盛り込むことで、例えば旧町名を示す看板をまちなかに設置するなどの具体的な取組を進めているところです。

《意見》

地球温暖化の進行に対応する条文を加えるべきではないか。

【市の見解】

本条例は、本市の自治やまちづくりの基本的なルールを定めるものであり、地球温暖化の取組などの個別具体的な施策については、大分市環境基本条例をはじめとして、本条例に基づいて作成する個別計画において規定し、取り組むこととしています。

《意見》

大分市を1つとしてみるのではなく、地区ごとに特色あるまちづくりを進めるべきではないか。

【市の見解】

本条例は、本市の自治やまちづくりの基本的なルールを定めるものです。地域特性を踏まえたまちづくりの展開については、本条例で定めるまちづくりの基本的ルールのもと、都市計画や福祉など各分野で策定する個別計画で必要な施策を盛り込んでおり、それぞれの地域の個性や特性を生かしながら、各地域の持続的な発展と暮らしやすい地域社会の実現を図ることとしているところであり、具体的には校区単位等で実施する地域まちづくり活性化事業などに取り組んでいるところです。

《意見》

子育て施策や高齢者施策の充実など、将来の発展について明記すべきではないか。

【市の見解】

本条例は、本市の自治やまちづくりの基本的なルールを定めるものであり、子育て施策や高齢者施策などの個別具体的な施策については、本条例に基づいて作成する個別計画において規定し、取り組むこととしています。